公　　告

「広川町立小中学校学習用端末収納バッグ購入」について、条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び広川町財務規則（平成19年広川町規則第10号）（以下「財務規則」という。）第92条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年１１月９日

広川町長　氷　室　健　太　郎

記

「広川町立小中学校学習用端末収納バッグ購入」入札要項

1．条件付一般競争入札に付する事項

（1）件　　名　広川町立小中学校学習用端末収納バッグ購入

（2）内　　容　別添「広川町立小中学校学習用端末収納バッグ購入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間　契約締結の日から令和９年１月29日(金)

（4）納入場所　広川町立小中学校

（5）納入方法　仕様書のとおり

（6）契約方法　契約は、物品売買契約とする。
契約条項については「3．契約条項及び仕様書の交付」を参照すること。

（7）代金の支払　代金の支払いは納品後、納品検査に合格したのち、受注者から請求書を受理した日から30日以内に支払う

2．参加資格要件

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

（1）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（2）福岡県内に本・支店・営業所又は営業窓口等の事業所を有すること。

（3）令和8・9・10年度広川町競争入札参加資格者名簿の「物品製造・役務の提供等」部門に登録されていること。

（4）広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）

（6）参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3．契約条項及び仕様書等の交付

契約条項及び仕様書は、福岡県広川町公式ホームページより取得するものとする。

(1) 契約条項は、別紙「物品類売買契約書」、「物品類売買契約約款」を原則とする。

(2) 仕様書は、別紙「仕様書」のとおりとする。

4．仕様書に関する質問

(1) 質問期間　公告日から令和８年11月16日(月)12時まで

(2) 質問方法　指定の質問書（様式第1号）を用い、質問すること。

また、同等品にて入札に参加する場合は、同等品確認書（様式第3号）を用い、事前確認を受けること。

なお、提出先は「10．問い合わせ先（2）」のメールアドレスまで送付すること。

(3) 質問回答　令和８年11月18日(水)までに質問者へメール等により回答する。

すべての質問内容は、広川町公式ホームページに公表する。

5．入札参加申請及び参加資格確認書類の提出等

入札の参加希望者は、以下（4）の書類を提出しなければならない。なお、期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

(1)提出期間　公告日から令和８年 11 月 20 日(金)12 時まで（必着）

(2)提出場所　広川町役場　税務会計課　会計係（「10．問い合わせ先（1)」参照）

(3)提出方法　持参または郵送（書留等）

郵送した場合は、その旨「10．問い合わせ先（1)」へ連絡すること。

(4)提出書類は次のとおりとし、各様式は福岡県広川町公式ホームページより取得すること。

・入札参加資格審査申請書（様式第2号）：１部

(5)参加資格審査の結果通知日　令和８年11月24日(火)

提出書類に基づき契約事務等審査会による審査後、「参加資格審査結果通知書」をメールにより送付する。

6．入札

入札参加者は、広川町長より参加資格があることが確認された旨の通知を受けた者であり、別に定める広川町競争入札心得書（共通)、広川町郵便入札実施要領及び郵便入札説明書（以下「心得書等」という。）を遵守し、下記のとおり入札書（様式第 8 号）及び内訳書（様式第 9 号）（以下「入札書等」という。）を提出すること。

(1) 入札金額は、内訳書に記載する予定数量による総額（消費税抜き）とし、内訳書は必要事項を記入し入札書とともに同封し提出すること。

(2) 入札書等の提出期間　令和８年 11 月 25 日(水)～令和８年 12 月９日(水)17 時必着

(3) 入札書等の提出方法　持参または郵送（書留等）

(4) 入札書等の提出先　　10．問い合わせ先（1)

(5) 入札書の日付は、開札日である令和８年 12 月 10 日(木)と記入すること。

(6) 入札回数は１回までとする。
　第１回目の入札において予定価格の制限の範囲内での価格の入札がない場合は再度入札を行う。再度入札に係る入札日程については、入札参加者（辞退者を除く）に対して別に通知する。
(7) 入札を辞退する場合は、令和８年 12 月９日(水)17 時までに入札参加辞退届（様式第 10 号）を「10. 問い合わせ先（1)」へ提出すること。
(8) 開札日時及び場所　令和８年12月10日(木)９時（予定）　広川町役場３階301会議室

7. 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金　　免除
(2) 契約保証金　　契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として要する。ただし、財務規則第122条第1項の各号に該当する場合は免除する。

8. 開札の立会
　開札の立会いを希望する場合は、開札日の３日前までに「10. 問い合わせ先（1)」に確認すること。また、代理人に開札立会を委任するときは、委任状（任意）を提出すること。なお、開札立会人は開札日に本人確認書類（運転免許書等）が必要になること。

9. その他
(1) その他、入札実施にあたっての詳細事項は別紙「仕様書」等によること。
(2) 納品等にかかる一切の費用は、入札金額に含めること。
(3) 提出書類作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
(4) 提出書類は返却しない。
(5) 提出書類のうち押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
(6) 当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印したときとする。
(7) 購入及び納入の日程については、事前に本町子ども課等と協議を行うこと。
(8) 納入の際に知り得た業務上の秘密は第三者に漏洩しないこと。
(9) 本事業の契約及び遂行にあたっては、財務規則により、本町と十分に協議し、スケジュール、その他必要事項を決定すること。

10. 問い合わせ先（当該事業に関する事務を担当する部局の名称）
　〒834－0115福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1　広川町役場　FAX：0943-32-5164
(1) 入札手続き等の問い合わせ先
　税務会計課 会計係　TEL0943-32-1951 内線171　　E-mail：kaikei@town.hirokawa.lg.jp
(2) 購入に係る仕様書等の問い合わせ先
　子ども課　学校教育係　TEL0943-32-1194 内線222　E-mail：gakkoukyouiku@town.hirokawa.lg.jp

以上